

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のこよみ

労働者協同組合

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らが働く、出資・運営・労働が一体となった新たな非営利法人を設立できる制度が本年10月に施行。

ご自分の予定を確認して下さい

2/ 7(月) 先勝

8(火) 友引

9(水) 先負

10(木) 仏滅 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限

11(金) 大安 建国記念の日

12(土) 赤口

13(日) 先勝

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/31(月)	27,002 △285	115.42 △0.22
2/ 1(火)	27,078 △ 76	114.93 △0.49
2(水)	27,534 △456	114.62 △0.31
3(木)	27,241 ▼293	114.58 △0.04
4(金)	27,440 △199	115.10 ▼0.52

医療費控除に関する注意点等

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、その超えた金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。適用を受けるには「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

◆医療費控除を適用する際の注意点等

◎対象となる医療費……医師等による診療・治療の費用のほか、入院した際の部屋代や食事代、交通機関を利用した通院費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象となり、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外です。

◎医療費を補填する保険金等……保険金等の補填される金額がある場合は、対象の医療費から差し引きます（保険金等が支払った医療費を超える場合、他の医療費から差し引く必要はありません）。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用に関わらず治療目的であれば対象ですが、一般的な治療費を著しく上回る場合や、美容目的などは対象外です。

◎未払いの医療費……その年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外です。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。

◎医療費通知を添付する場合……健保組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載されていない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入する必要があります。

■この記事の詳細は、情報BOX201505

簡易な方法による申告・納付期限の延長

オミクロン株の感染拡大を踏まえ、令和3年分確定申告の期限までに申告等が困難な方は、本年4月15日までの間、簡易な方法で申告・納付期限の延長申請ができます（延長申請書は提出不要）。

簡易な方法による延長は、申告書を提出する際に申告書の余白（e-Taxの場合は所定の欄）に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することで申告・納付期限の延長が認められます。

なお、この取扱いは、本年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続きが対象となります（本年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合は延長申請書の提出が必要）。

協会けんぽの令和4年度保険料が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和4年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については全支部で改定となり、上げが29県、下げが18都道府県です。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.64%（現行1.80%）に引下げとなります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の適用を受ける場合の注意点等

◆医療費控除の概要

医療費控除は、1年間（1月～12月）に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%）を超える場合に、その超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります（領収書は5年間保存が必要）。

なお、健康保険組合等から発行される「医療費通知（医療費のお知らせ）※」を添付する場合は、通知に記載されている医療費について明細書の記載を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。※医療費通知への反映が間に合わない期間の医療費や、市販薬の購入代、通院費、自由診療の医療費など通知に記載されない医療費がある場合、これらの領収書に基づき明細書への記載が必要です。

◆医療費控除の対象となる金額

◎医療費を補填する保険金等がある場合

生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、出産育児一時金などの補填される金額は、その給付の目的となった医療費を限度として、支払った医療費から差し引く必要があります。引ききれない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引きません。

◎未払いの医療費

医療費控除の対象となる医療費は、治療を受けた年に関係なく、その年中に実際に支払われた金額に限られ、未払いの医療費は実際に支払われるまで対象とはなりません。

◎クレジットカードにより支払う医療費

クレジットカード会社の引き落としの日ではなく、クレジットカードで病院等の支払を精算した年の医療費控除の対象となります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

◆医療費控除の対象となる費用、ならない費用

医療費控除の対象となる医療費とは、医師等に支払う診療・治療の費用のほか、病院までの交通費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象になります。ただし、病気の予防や健康増進、美容のための費用や、病状に応じて一般的に支払われている金額を著しく上回る診療・治療の費用は対象になりません。

◎市販の医薬品の購入費用

風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象外です。

◎入院費用

入院の際の部屋代や、病院に対して支払う入院中の食事代は対象になりますが、寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用、医師等に対するお礼は対象外です。また、個室に入院した際の差額ベッド代は、病状などにより個室を使用する必要がある場合は対象になりますが、本人や家族の都合だけで個室を使用する場合は対象外です。

◎通院のための交通費

バス、電車等の公共の交通機関を利用した場合は対象（子供の通院に付添が必要な場合などは付添人の交通費も含む）になりますが、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。なお、タクシーは電車・バスが利用できない場合や急を要する場合以外は対象外です。

◎人間ドック・健康診断等の費用

人間ドックや健康診断等は治療を行うものではないため、原則として対象外ですが、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ代やはり代

治療のためのマッサージ代やはり代は対象になりますが、健康維持の場合は対象外です。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は対象になります。

◎保険適用外の自由診療

治療等の費用は、保険適用かどうかに関わらず自由診療であっても対象になりますが、美容のための費用や、病状に応じて一般的に支払われる金額を著しく上回る診療・治療の費用は対象外です。